北海道告示第１０５３７号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年3月26日

北海道知事　鈴木　直道

1　資格及び調達をする役務等の種類

令和8年度において、道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)　契約

令和8年3月26日（木）に一般競争入札の公告を行う令和8年度半導体関連産業に係る複合拠点化事業（道民向けセミナー）委託業務契約

(2)　資格

令和8年度半導体関連産業に係る複合拠点化事業（道民向けセミナー）に係る業務の資格（以下「資格」という。）

(3)　役務等の種類

令和8年度半導体関連産業に係る複合拠点化事業（道民向けセミナー）委託業務

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)　法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2)　法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア　道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。また、コンソーシアムの場合は道内に本社又は事業所等を有する構成員を含むこと。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ　地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又

は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

ウ　地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ　次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ｱ)　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(ｲ)　本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ｳ)　消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ｱ)　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(ｲ)　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ｳ)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク　コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

(3)　コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア　コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ　北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1)　申請の時期

資格審査の申請は、令和8年3月26日（木）から令和8年4月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2)　申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道経済部 AI・DX 推進局次世代半導体戦略室のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zhs/252898.html）においてダウンロードすることができる。

(3)　申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称

北海道経済部 AI・DX 推進局次世代半導体戦略室

イ　提出先の所在地

郵便番号 060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目

(4)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　資格審査の再申請

(1)　再申請の事由

次に該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

(2)　再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1)　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2)　有効期間の更新

資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1)　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2)　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7　資格に関する事務を担当する組織

(1)　名　　称　　北海道経済部 AI・DX 推進局次世代半導体戦略室

(2)　所 在 地　　札幌市中央区北３条西６丁目

(3)　電話番号　　011-206-9090